



地域課題解決型 創業支援補助金



栃木県内で、地域課題を解決する社会的事業※1を
始める方に、創業に必要な経費の一部を補助します。

補助対象者

- ・業種の制限はありません※2
- ・R1年5月15日～R2年1月20日迄に、
当事業で新たに創業する方
- ・補助事業期間：令和元年10月上旬
頃～最長令和2年1月20日

補助対象経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、
知的財産等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、
マーケティング調査費、広報費 等

※交付決定日（10月上旬頃）以降に発注する経費が対象です

そりに、

東京23区（在住者又は通勤者※3）から
栃木県内へ移住して創業する場合には、

移住支援金として**最大100万円**
が、転入先の市町から支給されます。

事業の詳細、募集要項や提出書類等
については、右記のインターネットサイト
をご覧ください

○地域課題解決型創業支援補助金について
<http://www.tochigi-iin.or.jp/index/2/5/1.html>
○移住支援金について
http://www.pref.tochigi.lg.jp/aju_shien_jigyou.html

※1 次に掲げる事項の全てに該当する必要があります。

- (1) 地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
- (2) 提供するサービスの対価として得られる収益によって
自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
- (3) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に
資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）

※2 ただし、栃木県が地域再生計画に定める分野で創業
される方が対象となります。

※3 通勤者は東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県
(条件不利地域を除く)）に在住する方に限ります。

○問い合わせ先

事務局：(公財)栃木県産業振興センター 経営支援部 総合相談グループ TEL:028-670-2607
栃木県産業労働観光部経営支援課 中小・小規模企業支援室 TEL:028-623-3173